

平成29年 第10回農業委員会総会議事録

1・会議名 有田町農業委員会 第10回総会

2・日時 平成29年10月2日(月) 午後15時～16時20分

3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	1件
議案第4号 非農地証明願いについて	3件

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成29年第10回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さん、こんにちは。今日は非常に大雨の中にご出席いただきましてありがとうございます。圃場では、いい米が取れそうという時に雨が多く虫が発生し非常に厳しい管理状況が続いています。これからが本番となっておりますがこの雨が心配されるところです。

今日の案件は多く出ていますので、本日も慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、1番(前田 稔)、2番(福島強志)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番から3番について議題といたします。関連案件のため一括審議といたします。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

3名による交換です。実際はずいぶん前から実質的に交換されているそうです。3名とも農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

○議長

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12番委員

場所は、〇〇です。説明がありましたように以前から個々が耕作をしやすいように交換され耕作をされています。他の農地に迷惑をかけるという事もなく問題ないかと思われます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○7番委員

交換という事ですが、面積誤差については。

○事務局

今回は無償交換です。先代の時代に金銭等のやり取りまではわかりません。

○議長

他にありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請1番から3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請1番から3番は許可されました。

続きまして 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4番について議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は以前から申請地を耕作されていたので今回の売買となっています。

また、譲受人は自分名義の農地を所有していませんが、農地法第3条2項第5号には同じ農業に従事している生計同一の家族または同じ農業に従事している2親等以内の親族であれば面積要件にカウントしてよいことになっています。

○議長

説明が終わりました。 現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12番委員

現地は〇〇の農地になります。〇〇を親子で営まれ申請は息子さんとなっています。実際も息子さんが耕作をされていて問題ないかと思われま

○議長

地元委員さん。補足説明があればお願いします。

○2番委員

譲渡人さんは病気から農地の耕作は難しい状態にあられ、15年ほど前か青壮年部が耕作を行っていましたが、2年ほど前から譲受人がWCS等を耕作しています。

○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○5番委員

図面上にまだ土地があるようすが。

○事務局

平成29年7月26日に相続登記が完了しています。

○議長

他に質問ありませんか。

○9番委員

説明がありましたが、親子間の面積要件をもう一度お願いします。

○事務局

農地法の面積要項の条項を読み上げますと、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が取得後において農地の面積が50アール以上と書かれています。取得しようとする本人、または世帯員等となっています。この世帯員等とは、第2条の方に定義があり2親等までの親族はこの世帯員等に含まれるとされています。

○議 長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請4番は許可されました。

続きまして 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5番について議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲渡人は〇〇在住であり、申請地は譲受人の割り田となっているため今回の売買となっています。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○11番委員

共立病院北側の伊万里市側に位置しています。以前までは譲渡人さんの親戚の方が耕作をされていましたが、高齢から耕作が困難になられ数年前から営農組合が耕作を行っています。割田になっていることから、今回、割田の相手方へ相談されたということです。

○議 長

説明がおわりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようですので、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請5番は許可されました。

続きまして 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請6番および議案第2号 農地法第5条の申請1番についてについて議題といたします。

関連案件のため一括して審議したいと思います。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

〇〇さんは〇〇を経営されています。今回製品置き場が不足しているためと駐車場を一括して取得するための申請です。造成後、会社に貸付をされます。雨水は施設内の水路を経由し有田川へ流れます。また製品置き場は隣接地から引いて余地を設けています。また南側に〇〇さんの自宅がありますがそこに隣接している部分③（甲〇-2畑）を分筆し、甲〇-1と交換されるということです。

○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12番委員

〇〇に〇〇という事業所がありますが、その事業所拡張となります。地図上では農地ですが、耕作はされていないような現状です。

〇〇にも工場がありますが、この〇〇地区の工場も資材置場が不足され今回の申請になられているようです。

○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○9番委員

入り口は河川側ですか。

○事務局

ここが、写真で見ますと河川道路になっています。申請相談に来られたときに、河川道路の使用について土木事務所と協議を先に行うようにと伝えていました。一応、土木事務所の方では自由使用の範囲内ということで許可と言いますか確認は取れています。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようですので、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請6番は許可されました。

続きまして議案第2号農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

既存の倉庫の駐車場が狭いため今回の申請となっています。盛土造成されます。過去には②の土地へ転落もあったそうです。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1 2 番委員

場所は、申請人の自宅入り口の反対側に農道の立て道があり、立て道沿いに所有の倉庫がありその駐車場をということからの申請となっています。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようですので、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請3番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料の読み上げ～

待機車両が道路へ駐車しなければならないのを解消するための申請です。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○1 1 番委員

ここは、〇〇〇の資材置場横になります。大型車が地元車の通行の妨げになっているという現状から分筆して申請されるものです。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○8番委員

堆肥保管倉庫も建設されますか。

○事務局

建物は既存建物です。駐車場と積込場確保のみです。

○3番委員

農地パトロールで毎年確認していた土地ですか。

○事務局

赤判定されています。

○議 長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請3番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請4番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

西側の土地は畑となっていますが、H25年、宅地拡張の転用許可が下りています。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○10番委員

場所は、国道35号線の原明交差点から南山方向への交差点を左側へ行ったところにある土地になります。申請地は隣接地が出来たところから整地がほどよくなされ耕作はされていません。他に問題はないかと思われます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○5番委員

現状は宅地化されているんですか。

○事務局

耕作はされていませんが、草刈管理はされています。

○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請4番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

割り田となっている農地の更新設定です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明がおわりました。質問がある方は挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第3号 要請1番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い 申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

申請人の亡くなった旦那さんのときに現状となったそうです。

○議 長

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○12番委員

現地確認を行いました。現地は以前から〇〇〇の駐車場となっています。

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 非農地証明願い 申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号 非農地証明願い 申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い 申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

現況は砂利敷きとなっています。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○10番委員

ここは○地区の○○へ行く途中です。自宅への進入路が狭く手前に駐車されていたと思われます。現在は自宅への進入路は分筆され転用許可を得て拡張されているようです。問題ないと思われます。

○議 長

1番委員さん補足説明はありませんか。

○1番委員

申請人さんのお父さんが生前に2トン車を購入されましたが、自宅まで入れず自己所有の土地を駐車場にされたようです。

○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 非農地証明願い 申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号 非農地証明願い 申請2番について、許可されました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い 申請3番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

現地はどちらも宅地の一部となっています。

○議 長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○ 1 2 番委員

地区は〇〇となります。私も以前がどうであったかという記憶はないんですが、申請人のお父さんが生前に敷地内を重機を使用し整備されたが、そこが農地だったという事のようにです。

○ 議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

案第4号 非農地証明願い 申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第4号 非農地証明願い 申請3番について、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しました。その他、ございませんでしょうか。(なしの声あり)

これにて、平成29年第10回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、11月1日(月)の予定です。

総会 16時20分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 1 番

署 名 2 番

書 記 永尾 由美子